

生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願

印

記入例  
(故障の場合)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

提出日

印(任意) ※捨て印がなく、訂正がある場合には、この「証明願」の差替えが必要となります。捨て印を押す場合には、「申出をする者」の氏名欄にも押印してください。

(あて 静岡市)

申出をする者

住所 静岡市葵区追手町5番1号

氏名 静岡 太郎

印

(電話番号 △△△-△△△△)

故障の生じた方

生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申出する下記生産緑地につき、買取り申出事由の死亡又は農業の継続を不可能とさせる故障を生じた下記の者が、同条に規定する農業の主たる従事者又は同法施行規則第2条の規定に基づく一定割合以上従事している者に該当することを証明願います。

記

1 買取り申出をする生産緑地

所在地	地目	面積
静岡市葵区追手町□□	畑	300 m <sup>2</sup>
静岡市葵区追手町□□	田	500 m <sup>2</sup>

2 買取り申出事由の(死亡・故障)の生じた者

住所	氏名	申出をする者との続柄
静岡市葵区追手町5番1号	静岡 太郎	本人

3 買取り申出事由が生じた日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 添付書類①買取り申出をする生産緑地の土地登記簿全部事項証明書

- ②買取り申出事由の(死亡・故障)の生じた者と申出者の関係を証する書類
- ③買取り申出事由を証する書類、④その他必要な書類( )

---

住民票等(コピー)

生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明書

故障の場合: 診断書(コピー) ※「農業に従事できない」旨の記載が必要

(申出者)

様

が、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出のあった当該生産緑地に係る「同法第10条に規定する農業の主たる従事者」同法施行規則第2条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」であることを証明します。

静農委証明第            号  
令和    年    月    日